

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金

事業目的

新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請される入国後一定期間の待機など、外国人技能実習生等を受け入れるに当たって、受入事業者が追加的に負担する経費を支援します！

補助事業者

外国人材を鹿児島県内の事業所で雇用する又は雇用する予定の事業者

【対象となる外国人材の在留資格】

「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定活動(※)」※「特定活動」は別に定めるもの

補助対象経費 ・ 補助金額

次に掲げる経費のうち、令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)までの間に、外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了し、かつ令和4年2月28日(月)までに補助事業者において支払いがなされたもの(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

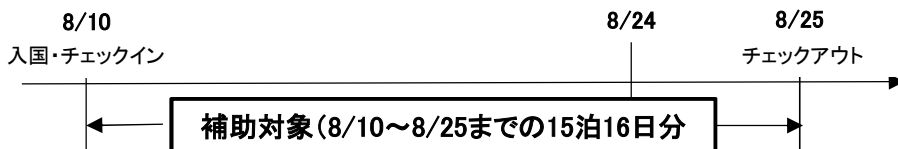
(1) 外国人材が日本への入国後に要請される一定期間の待機に係る宿泊費	補助対象経費の4/5以内 (1人当たり上限10万円)
(2) 外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費	補助対象経費の4/5以内 (1人当たり上限 3万円)

上記(1)、(2)を合わせて1事業者当たり100万円を上限とします(千円未満切り捨て)。

※ 国、市町村等による他の補助金を申請した補助対象経費は補助対象外です。

※ 令和3年5月17日現在、入国日を0(ゼロ)日目として、入国の次の日から起算して、14日間の待機が要請されていますので、15泊16日分が補助対象となります。

【例】



申請期間

申請期間は、補助対象となる外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了した日に応じて、以下の通りとします。

入国が完了又はPCR検査が完了した日	申請期間 ※各日とも17時必着
令和3年4月1日から令和3年5月16日	令和3年5月17日から令和3年7月16日
令和3年5月17日から令和3年12月27日	入国が完了又はPCR検査が完了した日から2か月後の日 ※閉庁日にあたる場合はその直後の開庁日を期限とします。
令和3年12月28日から令和4年2月28日	令和3年12月28日から令和4年2月28日

※ 本事業は執行管理の観点から、申請事業者における入国後の事務処理及び郵送に係る期間を考慮した上で、申請期限を設定しています。入国時期等によっては申請期間が短い場合もありますがご了承ください。

申請方法

郵送又は持参

※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。
 ※申請期限が迫っている場合はご持参ください。

提出書類	
(1) 申請書及び請求書	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類送付状（チェックシート） 交付申請書及び交付請求書
(2) 補助金対象者名簿	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊費の対象者名簿 PCR検査費及び陰性証明書発行費の対象者名簿
(3) 補助対象経費の支払証拠書類（領収書等の写し）	【宿泊費】 <ul style="list-style-type: none"> 必要事項（利用した外国人材の氏名、宿泊期間、宿泊施設名、1人当たり必要とした費用、支払者、支払日）がわかるものの写し ※監理団体が立替払いした場合は、①「監理団体から申請者宛に発行された領収書（明細書）」の写し及び②「宿泊施設から監理団体宛に発行された領収書（明細書）」の写しを添付 ※①、②のいずれかに必要事項が記載されている必要があります。
	【PCR検査費及び陰性証明書発行費】 <ul style="list-style-type: none"> 必要事項（検査受診者、検査日、検査機関名、1人当たり必要とした費用、支払者、支払日）がわかるものの写し ※外国人材個人が立替払いした場合は、①「検査機関から外国人材個人宛に発行された領収書（明細書）」の写し及び②「申立書」を添付 帰国日がわかる海外航空券等の写し
(4) 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 誓約書
(5) 在留資格及び入国日を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> 在留カードの写し ※申請時点で在留カードの写しを手元にない場合は次の書類で代替可 パスポートの上陸許可認印のページの写し及び査証ページの写し
(6) 県内の事業所で雇用する又は雇用予定であることを証する書類	【技能実習生の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 技能実習計画認定通知書の写し及び技能実習計画認定申請書（第1～2面）の写し ※技能実習生ごとにすべて準備してください。
	【特定技能や特定活動など指定書が交付されている場合】 <ul style="list-style-type: none"> パスポートの指定書のページの写し及び雇用契約書の写し
	【その他の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 在留資格認定証明書の写し及び雇用契約書の写し
(7) 振込先口座が確認できる通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> 通帳の表紙を開いた見開き等、カタカナでの名義・口座番号等が記載されているページの写し

※上記以外で、補足書類の提出を求める場合があります。

申請書等の入手方法

申請書の様式及び申請要領は、鹿児島県のホームページに掲載しています。

鹿児島県 外国人材受入支援 補助金

検索



鹿児島県HP

申請先及びお問合せ先

鹿児島県 外国人材受入活躍支援課 補助金申請窓口

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-3320(直通) 受付時間 9時～17時(土日祝・年末年始除く)